

令和5年12月25日

◎上治委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

### 《委員長報告取りまとめ》

◎上治委員長 本日の委員会は、委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第24号議案、第25号議案、第27号議案から第29号議案、以上8件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、「バリアフリー観光相談事業等委託料」の債務負担行為について、執行部から、バリアフリー観光に関する相談窓口を設置し、きめ細かな情報提供を行うことで、高齢者や障害者など、誰もが安心して高知県観光を楽しめる受入環境を整え、満足度の向上とさらなる誘客につなげるものであるとの説明がありました。

委員から、相談者の要望に応えられなかつたような事例について、現場にフィードバックして改善につなげているかとの質疑がありました。

執行部からは、相談があった事例については、事業者や施設管理者に全てフィードバックを実施しており、バリアフリーのエリアを広げていくよう取り組んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、車椅子の前輪を持ち上げて不整地でのスムーズな移動を可能にする牽引式車椅子補助装置を障害のある方に幅広く利用していただけるよう、相談窓口だけでなく、主要な観光施設にも備えていただきたいとの要望がありました。

次に、訪日外国人観光客の満足度を高めるための受入環境整備についてであります。

委員から、これからクルーズ船だけでなく外国人の個人旅行が増えてくる中で、旅行者満足度を高めるためにどのような方向性で取り組んでいくのかとの質疑がありました。

執行部からは、個人客を呼び込める観光地になることが重要であり、新たな観光戦略である「どっぷり高知旅キャンペーン」により受入環境の整備を進めていきたいとの答弁が

ありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、「のいち動物公園管理運営委託料」の債務負担行為及び第24号「高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、施設利用者へのサービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入して、のいち動物公園の管理運営業務を委託しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、SNSを活用した新たな入園者確保等の取組は、大変評価できる。さらなる磨き上げをしていく中で、設備投資が必要となるようなサービスの向上について、議論は行われているのかとの質疑がありました。

執行部からは、のいち動物公園は開園から30周年を迎える、再整備方針の策定を進めており、10年間の施設改修をどのように進めていくのか検討している。また、未開設エリアについては、自然を体験できるよう整備ができないか検討する予定であるとの答弁がありました。

さらに委員から、今回の指定管理者は公募を行わないこととしているが、5年後の選定方法は、どのようになるのかとの質疑がありました。

執行部からは、日々緊張感を持って管理運営に従事していただくため、今回と同様に、都市公園等指定管理者審査委員会で評価していただくことを考えているとの答弁がありました。

次に、「高知新港コンテナ利用促進事業費補助金」について、執行部から、2社による3航路体制となったことにより、高知新港の利便性は大きく向上した。この体制を維持するため、必要な貨物が集まるまでの一定期間、新規船社に対する支援を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、航路を維持するためには、どのような課題があり、解決の見通しはあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、輸出貨物量は目標を超えて順調に進んでいるが、輸入貨物量は目標の2割弱と苦戦している。来年にはある程度の輸入貨物量が確保できる見通しはあるが、引き続き民間事業者とも協力して精力的に営業活動を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

産業振興推進部についてであります。

「事業者へのHACCP支援」について、執行部から、平成30年の食品衛生法の改正により漬物製造業、水産製品製造業等が新たな営業許可業種に位置づけられ、事業を継続するためには令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要がある。県内の市町村において、事業者が営業許可を取得するために必要な加工場の改修費などに係る費用を支援する

際、県も協調して支援することで、地域の事業者の生業や産業の下支えを図ることとしているとの報告がありました。

委員から、営業許可を取得していない事業者がどの市町村にどの程度いるのかわからぬ状況では、事業者を支援する予算措置ができない市町村もあるのではないかとの質問がありました。

執行部からは、今後、事業者の市町村分布を把握した上で、該当市町村には県の支援制度の周知徹底を図り、柔軟な予算措置をとつてもらえるように促していくとの答弁がありました。

別の委員から、高齢の事業者に支援制度を活用してもらうためには、より踏み込んだ取組が必要ではないかとの質問がありました。

執行部からは、市町村等と連携して、説明会の開催や申請書の作成を支援するなどの伴走支援に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員から、営業許可を取得するためには講習会を受ける必要があると思うが、講習会場までの移動が大変な事業者もいると聞くので、ソフト面での支援も必要ではないかとの質問がありました。

執行部からは、関係機関と連携し、地域の公民館など、高齢者の方が参加できるような場所での開催を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

「中山間地域再興ビジョン（素案）」について、執行部から、中山間地域の10年後の将来ビジョンと、4年間のアクションプランで構成した素案を作成した。中山間地域の再興に向けては、市町村はもとより、地域の皆さん、地域の事業者の皆さんと県が、目指す姿や目標を共有し、一体となって取り組んでいくことが何よりも重要であることから、中山間地域再興ビジョンの実行に当たっては、官民協働、市町村との連携協調のもと、全力で取り組むこととしているとの説明がありました。

委員から、中山間地域再興ビジョンの推進体制を構築していくためには、市町村がエンジンとなってビジョンを回してもらう必要がある。市町村にも司令塔となる担当窓口を設置してもらい、主体的に取り組んでいただくことが重要ではないかとの質問がありました。

執行部からは、市町村とのさらなる連携協調を進めていく上で、市町村においても全体の取組に責任を持って対応する担当窓口を設置いただくよう促していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

◎上治委員長 それでは御意見をお願いいたします。

小休にいたします。

(小休)

- ◎ 春野総合運動公園の件を要望したんで、その要望したっていうのは入れてもらいたいんです。要望というか検討してくれという要請を入れてもらいたい。答弁云々っていうのは要らないけど、将来的に整理をしてもらいたいと。
- ◎ あれは、議会のほうで決めていたという話、議会側がひとつにまとめると。
- ◎ だから指定管理を分けるとかを、整理を今後してもらわればということ。
- ◎ 文化生活スポーツ部で予算の審議はする。ただ指定管理のときに、公園で一括して報告をしたんで。
- ◎ 一括がいいのかどうかどうかというところのね。
- ◎ 審議の在り方じゃないですか。付託された案件についてどういう議論になったかっていうことと、ちょっと性格が違うんじゃないかなとは思うんですよね。これから検討してもらったらええとは、思うんやけど。
- ◎ 答弁云々とかそんなことは全然あれやけど、議論があったわけやから。
- ◎ 審査の過程において論議された主な事項やけ、ほんとその審査というところ。
- ◎ 文言はもう正副に任せるけど。
- ◎ それが委員長報告にそぐうのかどうか。審査の過程で論議されたことも事実ですし、ちょっとその辺を整理してですよね。もともとうちの、申合せで一本にまとめてやるっていうふうにして出てきちゅう議案であって、我々の中で、議論をする話かも、そういう性質のものかも分からんんですよね。その辺の整理を1回しちょかんといかんかなと思うんで、ちょっと正副で預からせてもらって。
- ◎ 分かりました。
- ◎ お預かりで。
- ◎ 基本的に指定管理を分けていたら問題なかったんですよ。春野の公園の指定管理と、あとソフト的なスポーツのアドバイスをする指定管理を、分けていたら全然問題なかった。
- ◎ 調べたけど、やっぱり議会として一本にまとめて出すという申合せがあって、それプラス都市公園条例の条例的な性質の中で、何かやらないかんとかいうことがあったみたいな感じなんんですけど、そこはこれから先の話。
- ◎ 特にスポーツと春野の運動公園の問題っていうのは、いろんなところで出てきているんですよ。僕もほかにもいろいろ話聞いていますよ。
- ◎ スポーツ課をつくるときからその話はありましたよね。
- ◎ だから、そこをやっぱり何か整理しとかんと、今後ごっちゃになったまま、ずっといくような気がするんですよね。

- ◎ その中でやるべきもんかどうかを調べて。
- ◎ 中でやるべきかどうかを、議会側にも申入れする。向こうの条例の関係やったら執行部にも言うっていうやり方もあるし、ここに載せるのがそぐうかどうかっていうところです。我々も議会で決めている部分もあったとしたら。もう1回ちょっと整理させていただいて。
- ◎ 今回の報告に載せてよしとなったときには、文案を考えて載せます。もし、今回の委員長報告に載せないということになったときも了承していただいて。
- ◎ そのときはほかにもあるから、そのときは本会議でやる。
- ◎ スタートのときにどういう感じで、議会側あるいは執行部側、事務局側との話の中で、そういうふうに行きましょうとなつちよつたら、それを、もう一度原点に戻って、やっぱりこっちのほうがいいんではないかとか研究するというところで落ちついたら一番ええがやけんど。スタートがどうやったかもよう分かってないけど。
- ◎ 要望する相手っていうのが執行部なのか、議会側なのか。
- ◎ 我々の部分は我々のほうで解決して執行部の部分をひとつ整理してもらう。
- ◎ 議会側が整理せんといかんだけの話やつたら、あえて委員長報告に載せる話にはならんき、ちょっとそこを。
- ◎ 議会側も絶対かんでるんですけどね。
- ◎ それどっちみち、また教えてください。

◎上治委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上治委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎上治委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎上治委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《出先機関等調査について》

◎上治委員長 続いて、来年度の出先機関等の調査についてですが、本委員会において、民間施設等を含めた調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 来年度の出先機関等調査の調査先選定について説明いたします。

まず、産業振興土木委員会が所管する出先機関は、クリップ留めの配付資料の1枚目、「産業振興土木委員会出先機関等調査関係資料」の①のとおりです。また、その下の②が国土交通省関係で、③が関係する公社、団体等の中で定例的に調査を行っている機関です。④が過去5年間に訪問した民間施設等です。

資料の2枚目、3枚目には、参考として今年度及び昨年度の出先機関等調査の日程表をつけています。

資料の4枚目以降には、来年度の視察先とする民間等を選定するに当たっての参考として、集落活動センター一覧の資料と、産業振興計画における民間事業者の取組事例を収録したパンフレットをつけています。

今後の選定スケジュールですが、来年1月19日までに、出先機関等調査の際に視察すべき民間施設等を、事務局へ御連絡いただきたいと思います。

当該民間施設等に視察の受け入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行い、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えています。

2月定例会で日程案をもとに御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、新年度の委員会で正式に決定する流れとなります。説明は以上です。

◎上治委員長 それでは、このことについて御意見がありましたら、どうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 何か参考にしていただければいいことがありましたら、また事務局のほうへ申出て、それを次の委員会へ申し送るということにしたい。

◎ 前に言っていた宿毛の沖ノ島の航路とか。公共交通の在り方みないなことも。

◎上治委員長 正場に復します。

ただいま、委員の皆様方からいただきました御意見とあわせて、1月19日までにいただきました御意見につきましては、正・副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議いただくことといたします。

以上をもって、日程はすべて終了いたしました。

これで、委員会を閉会します。

(10時22分閉会)